# 株主各位

札幌市中央区北一条東一丁目2番5号 エコモット株式会社 代表取締役入澤拓・地

# 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は可能な限り控えていただきますようお願い申 し上げます

当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認の上、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月24日(木曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日 時** 2022年11月25日(金曜日)
  - 開場時間:午前10時00分、開催時間:午前10時30分
- 2. 場 所 札幌市中央区北四条西五丁目1番地
  - アスティ45 16階 ACU-A 大研修室1614
- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第16期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第16期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

### 4. 事業報告・連結計算書類・計算書類の一部インターネットによる開示事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款 第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(https://www.ecomott.co.jp/) に掲載しております。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結注記表 および計算書類の「個別注記表 |

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。

以上

- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ecomott.co.jp/)に掲載させていただきます。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席される株主様におかれましては、当日に体温を測定していただくなど、ご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用などの感染予防を講じていただきますようお願い申し上げます。

ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方などご心配、ご不安のある方は、くれぐれもご無理をなさらずに本株主総会へのご出席をお控えください。また、当日体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお断りする場合がございます。

なお、株主総会会場において、会場運営スタッフのマスク着用等、感染拡大防止のための措置を講じる予定でありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い 申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2022年11月25日 (金曜日) 午前10時30分

(受付開始:午前10時)



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否 をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年11月24日 (木曜日) 午後6時到着分まで



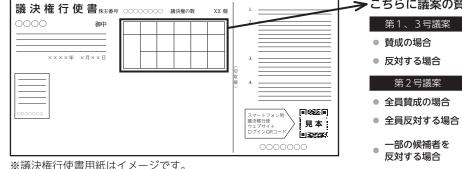
# インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年11月24日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の替否をご記入ください。

- 「替 I の欄に○印
- 「否」の欄に〇印
- 「賛」の欄に〇印
- 「否」の欄に〇印 >>>
- 「替」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱 いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いい たします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

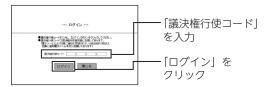
# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.e-sokai.jp

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル [電話] **0120 (707) 743** 

受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

# 株主総会参考書類

#### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置が義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経 過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

		が旧り万代交叉	C国/// C//	(0 (3) 7 & 9 % )
現 行 定 款	変	更	Ĭ.	案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな				
し提供)_				
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総		(削	除)	
会参考書類、事業報告、計算書類及び連結				
計算書類に記載または表示をすべき事項に				
係る情報を、法務省令に定めるところに従				
いインターネットを利用する方法で開示す				
ることにより、株主に対して提供したもの				
<u>とみなすことができる。</u>				

現	行	定	款		変	更	案
				_(電子提	是供措置等)	_	
	(新	設)		第15条	当会社は、	株主総会の打	召集に際し、株主総
					会参考書類	質等の内容でで	ある情報について電
					子提供措置	きをとるものと	する。_
				<u>2.</u>	当会社は、	電子提供措置	置をとる事項のうち
					法務省令で	で定めるものの	の全部または一部に
					ついて、詩	義決権の基準	日までに書面交付請
					求をした材	朱主に対して	交付する書面に記載
					しないこと	こができる。	
				<u>附則</u>			
	(新	設)		<u>1.</u>	2022年9月	月1日から6:	か月以内の日を株主
					総会の日と	こする株主総会	会については、変更
					前定款第1	5条(株主総会	会参考書類等のイン
					ターネット	、開示とみなし	<u> , 提供) は、なお効</u>
					力を有する	0 0	
				<u>2.</u>	本附則は、	2022年9月	1日から6か月を経
					過した日言	または前項の	株主総会の日から3
					か月を経過	<u> </u> 過した日のい	ずれか遅い日後にこ
					れを削除す	「る。	

# 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	THE CONTRACT OF THE CONTRACT O				
候補者番 号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数 (2022年8月31日)		
1	八 澤 拓 也 (1980年1月10日生)	2002年4月 クリプトン・フューチャー・メディー入社 2007年2月 当社設立代表取締役(現任) 2010年9月 一般財団法人北海道モバイルコンテーツ・ビジネス協議会副代表理事 2015年6月 一般財団法人北海道IT推進協会理事 2016年11月 一般財団法人北海道モバイルコンテーツ・ビジネス協議会副会長 2017年9月 一般社団法人さっぽろイノベーショーラボ理事(現任) 2019年5月 一般財団法人北海道IT推進協会会会で現任) 2020年6月 株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構 社外取締役(現任) 2020年10月 株式会社シーラクンス 社外取締役(現任)	ン ン 1,191,000株 長		
2	※ 内藤彰 (1984年7月25日生)	2008年4月 キヤノンマーケティングジャパン株会社入社 2016年1月 当社入社 2019年4月 当社 IoTインテグレーション部長 2022年8月 一般財団法人北海道モバイルコンテッ・ビジネス協議会理事(現任) 2022年9月 当社 IoTソリューション事業部長(現任)	2 1,600株		

候補者番 号	É		、当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数 (2022年8月31日)
3	※ 勝  苗  剛 (1972年4月11日生)	2013年4月2018年5月2018年8月	ダイワラクダ株式会社(現株式会社デザインアーク)入社 同社 レンタル&オフィス事業部 商品開発室 室長 当社 入社 関西営業所 当社 関西営業所所長 当社 コンストラクション事業部 関西営業所長兼東海営業所長 当社 営業本部コンストラクションソリューション事業部 東海・西日本担当部長兼関西・東海・中四国営業所長当社 コンストラクションソリューション企画部 部長兼コンストラクションソリューション面日本営業部 部長兼東海・関西・中四国営業所長当社 コンストラクションソリューション事業部 部長(現任)	300株
4	※ 上 村 幸 夫 (1969年1月5日生)	2000年1月 2014年10月 2017年4月 2018年4月 2019年12月 2020年4月 2022年4月	日本移動通信株式会社 (現KDDI株式会社) 入社 KDDI株式会社 技術統括本部 プラットフォーム開発本部 基幹アプリケーション開発部長 KDDI株式会社 技術統括本部 運用本部トラフィックマネジメント部長 KDDI株式会社 技術統括本部 モバイル技術本部 モバイルコア技術部長 KDDI xG Networks株式会社 社外取締役 KDDI株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスIoT推進本部 副本部長 KDDI株式会社 ソリューション事業本部 DX推進本部長 (現任)	一株

候補者番 号	É	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数 (2022年8月31日)
5	※ 松 本 康 一 節 (1967年1月1日生)	1989年 4 月 野村證券株式会社入社 1994年 5 月 株式会社スクウェア(現株式会社スクウェア(現株式会社スクウェア・エニックス) 入社 2000年 5 月 株式会社ドワンゴ経営企画室長 2000年 7 月 同社執行役員経営企画室長 2014年10月 株式会社マーベリック取締役(現任) 2015年11月 株式会社サーーサイドアップ (現株コ会社サニーサイドアップグループ) 幸行役員社長室長 2019年 7 月 株式会社サニーサイドアップがループ す行役員社長室長 2019年 7 月 株式会社サニーサイドアップがトトラーズ 代表取締役社長(現任) 2020年12月 株式会社ZMP 社外取締役(現任)	一株 t 丸

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
  - 3. 上村幸夫氏、松本康一郎氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. (1)上村幸夫氏を社外取締役候補者とした理由は、KDDI株式会社においてソリューション事業本部ビジネスIoT推進本部副本部長を務め、ビジネスIoT分野に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、会社経営に直接関与した経験はありませんが、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したものであります。 上村幸夫氏は現在、当社の特定関係事業者(主要な取引先)でありますKDDI株式会社の業務執行者であり、過去8年間においても同社の業務執行者であります。
    - (2)松本康一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴から経営企画に関わる豊富な経験を有し、また代表取締役という立場で企業経営に携わっているキャリアを持ち、その豊富な知識や経験を、当社の会社運営上の意思決定や業務遂行の判断強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 5. 上村幸夫氏、松本康一郎氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
  - 6. 松本康一郎氏は、当社上場の国内各取引所がそれぞれ定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として各取引所へ届け出る予定であります。
  - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて、保険会社との間で役員等賠償責任保険を締結しております。当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

現監査役の加藤一裕氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。その補欠として監査役1名の 選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(生年月日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (2022年8月31日)
※ 林 韶 彦 (1957年2月8日生)	1980年 4 月 中道機械株式会社 入社 1983年11月 中道リース株式会社 転籍 1988年11月 たくぎん抵当証券株式会社 入社 1999年5月 株式会社ディー・ブレイン札幌 入社 2002年11月 創研コンサルティング株式会社 入社 2010年9月 株式会社ジーンテクノサイエンス 入社 2013年5月 同社 常勤監査役 2019年3月 株式会社セルテクノロジー 監査役 2020年11月 五稜化薬株式会社 社外取締役 2021年3月 同社 監査役 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
  - 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 当社は、林昭彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
  - 4. 林昭彦氏は、社外監査役候補者であります。
  - 5. 林昭彦氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が様々な業界で内部統制・内部監査業務に携わり、 監査役や取締役としての経験も有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただ けるものと判断したものであります。
  - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて、保険会社との間で役員等賠償責任保険を締結しております。当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであります。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

# (添付書類)

# 事 業 報 告

(2021年9月1日から) (2022年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

- (1)当事業年度の事業の状況
- ① 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入やオンライン教育の実施、さらにはオンライン診療に係る規制緩和が行われるなど、感染症拡大を契機としてこれまでオンライン化があまり進まなかった領域においても、情報通信技術は国民生活や経済活動の維持に必要不可欠なものとして、これまで以上にその重要性や存在感を増してきております。

総務省・経済産業省の「情報通信業基本調査」によると、当社グループの属する情報サービス産業における売上高も増加傾向が続いており、ビッグデータの活用、AIやIoTの発展等、業界を取り巻く環境変化がより加速してきているものと考えられます。

なかでも、当社グループが注力する国内IoT市場におけるユーザー支出額は、2021年実績で 5兆8,948億円(見込値)となり、その後、2026年までの年間平均成長率(CAGR:Compound Annual Growth Rate)は9.1%、2026年には9兆1,181億円に達すると予想されています(IDC Japan株式会社「国内IoT市場産業分野別/テクノロジー別市場予測」より引用)。

このような環境のもと、当社グループは2021年8月期から「新・中期経営ビジョン」に基づく事業展開を開始しております。当社売上高構成比率の半分を占めているコンストラクションソリューションの属する建設DX市場規模は拡大傾向となっており、さらに政府が発表した2021年度からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、激甚化する災害への対策、予防保全に向けた老朽化対策並びにデジタル化の推進にかかる対策が三つの柱として掲げられております。これに関連し当社は、IoT領域における強みの更なる深化・拡大に向け、AIや電源・電池領域において垂直統合的なワンストップ提供を可能とし、競争優位性を高めてまいります。また、KDDI株式会社との連携強化による「KDDI IoTクラウド Standard」の案件増や大型案件の共同受注、株式会社ユアスタンドとの業務・資本提携による EV充電スタンドの拡販にもより注力し、各ソリューションにおける市場シェア拡大を図ってまいります。

インテグレーションソリューションにおいては、KDDI及び他チャネルにおける営業活動が順調に進行し、対計画比及び対前年実績比において、いずれもプラスの結果となりました。

コンストラクションソリューションにおいては、遠隔臨場対応型サービスが依然好調となっており、顧客基盤の拡大は堅調に推移しております。一方で、開発案件の受注が伸び悩んだことにより、売上高は計画未達となり、前期実績をも下回る結果となりました。

モニタリングソリューションにおいては、計画案件を順調に獲得した結果、個別としては計画通りの着地となりました。一方で連結子会社の失注や期ずれが相次ぎ、当該ソリューション売上高としては計画未達となり、前期実績をも下回る結果となりました。

モビリティサービスにおいては、3G端末の解約が続き、売上高は対前年実績を下回る結果となったものの、ベース案件の獲得は順調に推移し、当期計画通りの売上高となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,217,113千円(前期比2.5%増)、営業利益19,547千円(前期比68.4%減)、経常利益34,311千円(前期比54.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益27,770千円(前期比102.6%増)となりました。

当社は、報告セグメントがIoTインテグレーション事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。以下の説明においては、インテグレーションソリューションの他、同ソリューションから派生したソリューションであるコンストラクションソリューション、モニタリングソリューション、モビリティサービスに区分して表記しております。

#### (インテグレーションソリューション)

KDDI及び他チャネルにおける営業活動が順調に進行し、売上高は599,069千円(前期比58.4%増)となりました。

#### (コンストラクションソリューション)

遠隔臨場対応型サービスが依然好調となっており、顧客基盤の拡大は堅調に推移している一方で、開発案件の受注が伸び悩み、売上高は978,503千円(前期比6.6%減)となりました。

#### (モニタリングソリューション)

計画案件を順調に獲得した結果、個別としては順調に推移した一方で、連結子会社の失注や期ずれが相次ぎ、売上高は296,656千円(前期比11.4%減)となりました。

#### (モビリティサービス)

3 G端末の解約が続き、売上高は前年実績を下回る結果となったものの、ベース案件の獲得は順調に推移し、売上高は342,884千円(前期比14.7%減)となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における重要な設備投資はありません。

# ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として 200.000千円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

## ①企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第 13 期 2019年 3 月期	第 14 期 2020年8月期	第 15 期 2021年8月期	第 16 期 2022年 8 月期 (当連結会計年度)
売 上	高 (千円)	_	2,859,046	2,162,269	2,217,113
経常利益又経常損失(△	は (千円)	_	△331,307	75,562	34,311
親会社株主に帰属る当期純利益又は会社株主に帰属る当期純損失(△	は親 する (千円)	_	△393,515	13,705	27,770
<ul><li>1 株 当 た</li><li>当期純利益又</li><li>当期純損失(△</li></ul>		_	△77.13	2.66	5.38
総資	産(千円)	_	1,960,345	1,963,614	1,871,622
純 資	産(千円)		1,053,129	1,075,954	1,103,001

- (注) 1. 当社では、第14期より連結計算書類を作成しております。
  - 2. 決算期変更の経過期間である第14期は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月決算となっております。
  - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当連結会計年度 【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度 【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ②当社の財産及び損益の状況

X	分	第 13 期 2019年 3 月期	第 14 期 2020年8月期	第 15 期 2021年8月期	第 16 期 2022年 8 月期 (当事業年度)
売 上	高 (千円)	1,611,241	2,629,438	1,982,319	2,001,733
経常利益及経常損失(	又 は (千円)	25,019	△348,520	71,730	29,045
当期純利益 当期純損失(	又 は △) (千円)	11,337	△406,323	13,765	25,953
1 株 当 た 当期純利益 当期純損失(	. ,	2.50	△79.64	2.67	5.03
総資	産(千円)	2,124,741	1,824,193	1,817,723	1,768,643
純 資	産(千円)	1,460,938	1,040,321	1,063,205	1,088,436

- (注) 1. 決算期変更の経過期間である第14期は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月決算となっております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ストーク	50,000千円	100.0%	暖房設備機器の販売及びこれに付帯す る事業
株式会社フィット	15,000千円	100.0%	電気・電子回路設計(E)、機械設計 (M) ソフトウェア開発設計(S)及び セキュリティ機器の販売・設置事業

#### ③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社ストーク、株式会社フィットの2社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社プレミア・ブライトコネクトの1社があります。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1)事業の経過及び成果」に記載のと おりです。

## (4) 対処すべき課題

当社は、創業以来「ゆりもっと」「現場ロイド」という主力パッケージサービスを中心に、数多くの実績を積み重ねてきました。その間、IoT分野は今後数年間にわたって高い成長率を維持する成長分野と目されるようになり、多くのコンペティターが参入してきました。当社は以下の事項を重要課題として取り組み、コンペティターとの競争の中でも、安定的な利益獲得と事業の健全な成長を継続し、社会貢献並びに企業価値向上に努めてまいります。

# ① ストック収益の強化

当社は創業以来、主力パッケージサービス「ゆりもっと」「現場ロイド」の普及を主たる原動力として成長してきましたが、「ゆりもっと」はサービスが積雪地域に限定され、原油価格

の動向や天候により需要状況が大きく左右されます。また、「現場ロイド」は、建設投資動向 により需要状況が大きく左右されます。建設投資動向は、民間設備投資や国及び地方公共団体 の公共事業予算に影響を受けます。

このような状況下、当社は安定した収益基盤を築き上げるためにストック収益の拡大を図っており、具体的な施策として通信キャリア等とのアライアンスを強化し、市場成長率が高い分野であるインテグレーションソリューションの営業を強化しております。中期経営計画(2021年8月期~2023年8月期)においては、以下の3つを基本方針として掲げ、収益基盤の強化と事業拡大を図ってまいります。

- 1. AIや監視サービス、電源・電池領域を事業化、ワンストップでの提供に組み入れることで競争優位性を高める「垂直統合領域の拡大」
- 2. 製品・サービス開発、販売チャネル開発等による既存ソリューションの市場シェア拡大を図る「既存ソリューション領域の深化」
- 3. BtoBtoC領域やDX支援事業の立ち上げによる「事業領域の拡大」

#### ② 人材の確保、育成

当業界においては技術革新のスピードが速いため、先進のノウハウと開発環境を継続的に更新する必要があります。また、そのような環境からアウトプットされる自社サービスも同様に日々進化することから、営業担当者には新技術や自社サービスの動向を常にキャッチアップする姿勢・資質が求められます。

以上のことから、当社は今後も環境の変化に対応し、常に新しい技術を利用した価値を提供 していくため、開発環境の整備、優秀な人材の採用・教育に努めてまいります。

# (5) 主要な事業内容(2022年8月31日現在)

当社はIoT専業インテグレータとして、IoTプラットフォーム及びIoT専用端末の開発、製造、販売、保守及び遠隔監視代行サービス等を提供する「IoTインテグレーション事業」を行っております。

# (**6**) **主要な営業所**(2022年8月31日現在)

# ① 当社

名称	所 在 地
本社・札幌営業所	北海道札幌市
東京営業所	東京都千代田区
青 森 営 業 所	青森県青森市
仙台営業所	宮城県仙台市
北信越営業所	新潟県新潟市
東海営業所	愛知県名古屋市
関 西 営 業 所	大阪府吹田市
中 四 国 営 業 所	広島県広島市
九州営業所	福岡県久留米市

# ② 子会社

名	称	所	在	地
株式会社ス	トーク	本社(北海道札幌市)		
株式会社フ	イット	本社 (北海道札幌市)		

# (7) 使用人の状況(2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
150(12)名	4名減(2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループから社外への出向者を除いております。) であります。パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 当社グループはIoTインテグレーションソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

# ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齡	平	均	勤	続	年	数
		135(	12)名	3名減(2名減)			38	8.6歳					4	.4年

(注)使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除いております。)であります。パート及び嘱託 社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) **主要な借入先の状況** (2022年8月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株 式	会 社 北 洋	銀行		2	230,750千円
株式:	会 社 三 井 住 友	銀行			90,000千円
株式会	社商工組合中	央 金 庫			45,660千円
株 式	会 社 青 森	銀行			22,478千円
株式	会 社 北 海 道	銀行			20,810千円

# 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年8月31日現在)

① 発行可能株式総数 14,640,000株

② 発行済株式の総数 5,174,800株

(注)ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は1,200株増加しております。

③ 株主数

3,117名(前期末比69名減)

# ④ 大株主

株	ŧ	主					名		持	株	数	持	株	比	率
入		澤 拓					也	1,191,000株			23.1%			23.1%	
K	D	D	Ι	株	ī	t	会	社		1,06	0,000株				20.5%
松		永						崇		23.	2,000株				4.5%
し	なる	ね ん	商	事	株	式	会	社		15	6,000株				3.0%
株	定	会	社	北	注	É	銀	行		13.	2,000株				2.6%
株	式	会	社	S	В	Ι	証	券		12	9,878株				2.5%
株	式	会	社	テ・	ラ	ス	カ	イ		6	9,000株				1.3%
楽	天	証	券	株	ī	t	会	社		3	8,400株				0.7%
J.P	. МО	RGA	N S	ЕCU	RI	ТІЕ	S P	LC		3	6,900株				0.7%
長		瀬						泰		3-	4,800株				0.7%

(注) 持株比率は自己株式 (9,871株) を控除して計算しております。

# (2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の 概要

名称	第 1 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	30個
新株予約権の目的である株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 36,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1 株当たり 50円
新株予約権の行使期間	2017年4月1日~2024年5月31日
新株予約権の主な行使条件	<ul> <li>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由のある場合にはこの限りではない。</li> <li>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。</li> <li>③ 当社株式が証券取引所に上場されるまで新株予約権を行使することができない。</li> </ul>
取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式の種類と数 普通株式 36,000株 保有者人数 1人
役員の保有状況 社 外 取 締 役	新株予約権の数-個目的となる株式の種類と数-株保有者人数-人
監 査 役	新株予約権の数       - 個         目的となる株式の種類と数       - 株         保有者人数       - 人

- (注) 2017年2月11日付の株式分割(1株につき200株の割合)、2017年10月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)、2018年4月1日付の株式分割(1株につき3株の割合)による、分割後の株式数及び価額に換算して記載しております。
- ② 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要該当事項はありません。

# (3) 会社役員に関する事項 (2022年8月31日現在)

# ① 会社役員の状況

氏			名	地位	及び	祖 늴	<b>5</b>	重要な兼職の状況
入	澤	拓	也	代 表	取	締	役	株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構 社外取締役 株式会社シーラクンス 社外取締役
松	永		崇	取開発	締本	部	役長	マッツシステム有限会社 取締役
花	田	浩	=	取経営	締 企 画	部	役 長	
月	永	武	寿	取営業	締本	部	役 長	株式会社ストーク 代表取締役
小	Щ	裕	貴	取	締		役	しなねん商事株式会社 代表取締役 株式会社土地家 代表取締役 株式会社ストーク 取締役
柿	嶋		憲	取	締		役	KDDI株式会社 コネクティッドビジネス本部 副本部長
三	神	仁	美	取	締		役	三神仁美税理士事務所 所長
塚	田	修	治	常勤	監	査	役	
加	藤	_	裕	監	查		役	
奥	Щ	倫	行	監	査		役	弁護士(アンビシャス総合法律事務所) 株式会社LEGALAND 代表取締役 株式会社229 代表取締役 医療法人社団一心会 理事 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 株式会社itakoto 社外取締役 医ZO CONSULTING GROUP株式会社 社外取締役 株式会社ATホールディングス 社外監査役 株式会社アットマークテクノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役小山裕貴氏、柿嶋憲氏及び三神仁美氏は社外取締役であります。
  - 2. 監査役塚田修治氏及び奥山倫行氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役塚田修治氏は、上場会社において財務や内部監査担当執行役員を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 社外取締役小山裕貴氏、社外取締役三神仁美氏及び監査役塚田修治氏を当社上場の国内各取引所がそれぞれ定める独立役員として指定し、同各取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に 定める最低責任限度額としております。

## ③補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は当社グループの役員、執行役員及びその他管理職従業員としており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任 の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が 補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反であることを認識して行 った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

#### ⑤取締役及び監査役の報酬等

#### イ.当事業年度に係る報酬等の総額等

区		分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額(千円)	摘	要
取	締	役	6	42,135	(うち社外取締役2名	2,100千円)
監	査	役	3	8,832	(うち社外監査役2名	6,312千円)
	計		9	50,967	(うち社外役員4名	8,412千円)

- (注) 1. 上表には、無報酬の取締役1名(うち社外取締役1名)を除いております。
  - 2. 非金銭報酬等の内容は当社新株予約権であり、交付の方法等は「(2)会社の新株予約権などに関する事項 ①当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要」に記載のとおりであります。
  - 3. 取締役会は、代表取締役社長入澤拓也に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。 委任した理由は、会社目標に対する達成状況を勘案しつつ、各取締役の経営貢献度について評価を行 うにあたり、代表取締役社長入澤拓也が適していると判断したためであります。

#### ロ.取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。)当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。

監査役の報酬限度額は2018年6月28日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

# ハ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役の報酬等の額の決定につきましては、取締役会によって決議された報酬テーブルに基づき決定することとしております。報酬テーブルではベースとなる基本報酬の額と変動幅を規定しており、基本報酬は前事業年度の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容や、当事業年度の担当職務等により変動します。

社外取締役につきましては報酬テーブルに依らず、各社外取締役の貢献度等に基づき報酬等の額を決定しております。

各監査役の報酬等の額につきましては、監査役の協議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定 方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し ており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

# 二.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役入澤拓也に対し報酬テーブルで規定された変動幅内において取締役個人別の基本報酬を決定する権限を委任しております。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の報酬額を決定するには代表取締役が最も適していると判断したためです。

# ⑥ 社外役員に関する事項

# イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏			名	重 要 な 兼 職 の 状 況 当社と当該他の法人等との	関係
小	Щ	裕	貴	しなねん商事株式会社は当社の発行済の3.0%を所有する大株主であり、当しなねん商事株式会社 代表取締役株式会社土地家 代表取締役株式会社ストーク 取締役 取引条件については独立第三者間取引一般的な条件で決定しております。こ氏の兼職先と当社の間に特別な利害関ません。	社の製品 ます。 と同様の の他に同
柿	嶋		惠	KDDI株式会社は当社の発行済株 20.5%を所有する大株主であり、当社 コネクティッドビジネス本部 副本 部長 取引条件については市場価格に基づい 渉のうえ決定しております。	の販売先
Ξ	神	仁	美	三神仁美税理士事務所 所長 同氏の各兼職先と当社の間に特別な関 ません。	係はあり
奥	Щ	倫	行	弁護士(アンビシャス総合法律事務所) 株式会社LEGALAND 代表取締役 株式会社229 代表取締役 医療法人社団一心会 理事 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 株式会社itakoto 社外取締役 EZO CONSULTING GROUP株式会 社 社外取締役 株式会社ATホールディングス 社外監査役 株式会社アットマークテクノ 社外監査役	係はあり

# □. 当事業年度における主な活動状況(社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要を含む)

氏		名		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役小	Щ	裕	貴	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。長年にわたって会社経営に携わってきた経験を活かし、適宜発言を行い、経営戦略面、組織マネジメントの面を中心に当社が期待する役割を適切に果たしております。
社外取締役 柿	嶋		塞思	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。ビジネスIoT分野に関する高い専門性と豊富な経験を活かし、適宜発言を行い、営業戦略、組織マネジメント面を中心に当社が期待する役割を適切に果たしております。
社外取締役 三	神	仁	美	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。税理士としての企業会計、税務に関する高度な専門知識を活かし、適宜発言を行い、財務並びに企業運営面を中心に当社が期待する役割を適切に果たしております。
常勤監査役塚	田	修	治	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。過去に上場会社において財務や内部監査担当執行役員を務めた経験を活かし、財務並びにコーポレート・ガバナンスに対し、中立的立場で監督機能を担っております。
社外監査役 奥	Щ	倫	行	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。弁護士として企業法務に長年携わり、さらに様々な業界で監査役や取締役を歴任してきた経験を活かし、法務並びに企業経営に関し、中立的立場で監督機能を担っております。

# (4) 会計監査人に関する事項

## ① 会計監査人の名称

三優監査法人

#### ② 報酬等の額

	三優監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査工数の追加等による追加報酬の額等につい ては決まっておりません。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

# ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査 役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告 いたします。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

資 産 の	部	負	債	の部
科目	金 額	科		金額
【流 動 資 産】	1,369,503	【流 動	負 債】	469,703
現 金 及 び 預 金	546,117	支払手	形及び買掛金	122,548
電子記録債権	162,682	一年内设治	育予定の長期借入:	金 139,244
受取手形及び売掛金	307,373			,
商 品 及 び 製 品	156,716		法人税等	,
仕 掛 品	6,062	契約	n 負 債	30,157
原材料及び貯蔵品	83,615	賞 与	引 当 金	42,944
前 渡 金	60,577	そ	の他	122,286
未 収 入 金	3,088			·
そ の 他	43,624	【固定	負 債】	298,918
貸 倒 引 当 金	△354	長 期	借入金	288,001
【固定資産】	502,118	退職給	付に係る負債	10,377
【有形固定資産】	173,520	そ	の他	540
レンタル用資産	143,591		合 計	
建物	20,053			
工具、器具及び備品	9,875	純	資 産	の部
【無形固定資産】	77,140	【株 主	資 本】	1,103,000
ソフトウエア	62,476	資	本 金	615,326
ソフトウエア仮勘定	7,093	   資本	剰 余 金	605,429
そ の 他	7,570			·
【投資その他の資産】	251,457	利 益	剰 余 金	△106,335
投資有価証券	143,226	自 己	株 式	△11,420
繰延税金資産	21,179	【その他の包	!括利益累計額]	1
敷金及び保証金	64,182		五証券評価差額金 五証券評価差額金	1
その他	23,967			
貸 倒 引 当 金	△1,097	純資	産 合 計	1,103,001
資 産 合 計	1,871,622	負 債 純	資 産 合 計	1,871,622

# 連結損益計算書

(2021年9月1日から) 2022年8月31日まで)

	科	4		B		金	額
売		上		高			2,217,113
売		上	原	価			1,202,959
	売	上	総	利	益		1,014,153
販	売	費及び一	般管理	費			994,605
	営	業	利.	J	益		19,547
営		業 外	収	益			
	受	取	利		息	11	
	受	取	配	当	金	11	
	違	約	金	収	入	3,068	
	補	助	金	収	入	9,913	
	預	り <u>ś</u>	金 失	効	益	2,200	
	そ		$\mathcal{O}$		他	2,543	17,749
営		業外	費	用			
	支	払	利		息	2,985	2,985
	経	常	利.	J	益		34,311
特		別	損	失			
	固	定資	産 除	却	損	1,722	1,722
	税			期純利	益		32,589
	法	人 税 、 住	民 税 及	び事業	税	11,367	
	法	人 税	等 調	整	額	△6,548	4,819
	当	期	純	利	益		27,770
	親:	会社株主に	帰属する	当期純利	益		27,770

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から) (2022年8月31日まで)

				株	主	資		本		
	資	本 金	資本	剰 余 金	利益剰	余金	自	己 株	式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		615,296		605,296	△13	34,105		△10	,610	1,075,876
当連結会計年度変動額										
新株の発行 (新株予約 権 の 行 使 )		30		30						60
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2	27,770				27,770
譲渡制限付株式報酬				103				_	4809	△706
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計		30		133	2	27,770			2809	27,124
当連結会計年度末残高		615,326		605,429	△10	6,335		△11	,420	1,103,000

	その他の包打	·	
	その他有価証券評 価 差 額 金	その他の包括利 益累計額合計	純 資 産   合 計
当連結会計年度期首残高	78	78	1,075,954
当連結会計年度変動額			
新株の発行 (新株予約 権 の 行 使 )			60
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			27,770
譲渡制限付株式報酬			△706
株主資本以外の項目の当期変 動 額 ( 純 額 )	△77	△77	△77
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△77	△77	27,047
当連結会計年度末残高	1	1	1,103,001

# 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
【流 動 資 産】	1,258,220	【流 動 負 債】	425,233
現金及び預金	466,635	買掛金	114,204
電子記録債権	162,682	一年内返済予定の長期借入金	115,208
受 取 手 形	26,982	未 払 金	88,780
売 掛 金	257,076	未 払 費 用	7,862
商品及び製品	156,512	未 払 法 人 税 等	11,901
仕 掛 品	5,479	契 約 負 債	27,431
原材料及び貯蔵品	79,018	預り金	5,476
前 渡 金	60,577	前  受  収  益	240
未 収 入 金	3,156	未払消費税等	11,183
前 払 費 用	38,524	賞 与 引 当 金	42,944
その他	1,928	【固定負債】	254,973
貸倒引当金(流動) (△) 【 <b>固 定 資 産</b> 】	△354 <b>510,422</b>	長期借入金	245,170
【自 足 貝 圧】   「	172,409	退職給付引当金	9,263
	143,591	を る る の 他	540
建物	18,942	負債合計	680,207
工具、器具及び備品	9,875	<u>與 與 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</u>	の 部
【無形固定資産】	77,140	【株 主 資 本】	1,088,434
ソフトウエア	62,476	資 本 金	615,326
ソフトウエア仮勘定	7,093	資本剰余金	605,429
そ の 他	7,570		
【投資その他の資産】	260,873		605,326 103
投 資 有 価 証 券	45,226	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
関係会社株式	116,050	利益剰余金	△120,900
破産更生債権等	1,097	その他利益剰余金	△120,900
長期前払費用	12,254	繰越利益剰余金	△120,900
繰 延 税 金 資 産	20,223	自己株式	△11,420
敷金	62,365	【評価・換算差額等】	1
その他	4,752	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金(固定)(△)	△1,097	純 資 産 合 計	1,088,436
資 産 合 計	1,768,643	負債 純資産合計	1,768,643

# 損益計算書

(2021年9月1日から) 2022年8月31日まで)

	<b></b>	· 각		目		金	額
売		上		高			2,001,733
売		上	原	価			1,046,368
	売	上	総	利	益		955,365
販	売	費及び	一般管理	費			940,400
	営	当	<b>美</b>	J	益		14,964
営		業外	収	益			
	受	耳	又 利	]	息	10	
	受	取	配	当	金	10	
	違	約	金	収	入	3,068	
	補	助	金	収	入	9,913	
	預	り	金 失	効	益	2,200	
	そ		の		他	1,298	16,502
営		業外	費	用			
	支	扎	4	]	息	2,222	
	社	債	利	]	息	200	2,422
	経	Ä	割 利	J	益		29,045
特		別	損	失			
	古	定	産 廃	却	損	1,722	1,722
	税	引 前	当 期	純 利	益		27,323
	法	人税、	住 民 税 及	び 事 業	税	10,154	
	法	人	第 課	整	額	△8,784	1,369
	当	期	純	利	益		25,953

# 株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から) (2022年8月31日まで)

			株	主	資	本		
		資	本 剰 纺	金	利益兼	前余金		
	資 本 金	資本準備金	その他資本	資本剰余金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本
		其學十個並	剰 余 金	合 計	繰越利益	合 計		
当 期 首 残 高	615,296	605,296	_	605,296	△146,854	△146,854	△10,610	1,063,127
当 期 変 動 額								
新株の発行(新株 予約権の行使)	30	30		30				60
当期純利益					25,953	25,953		25,953
譲渡制限付株式報酬			103	103			△809	△706
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	30	30	103	133	25,953	25,953	△809	25,307
当 期 末 残 高	615,326	605,326	103	605,429	△120,900	△120,900	△11,420	1,088,434

	·	評価・換	<b>分次</b>	
		その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産   合 計
当 期 首	残 高	78	78	1,063,205
当 期 変	動 額			
新株の発 予約権の	行(新株 )行使)			60
当期系	も 利 益			25,953
譲渡制限付	†株式報酬			△706
株主資本以 当期変動	外の項目の 頁(純額)	△77	△77	△77
当期変動	額合計	△77	△77	25,230
当 期 末	残 高	1	1	1,088,436

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

エコモット株式会社 取締役会 御中

三優監査法人 札 幌 事 務 所 指 定 社 員 公認会計士 岡 島 信 平 指 定 社 員 公認会計士 宇 野 公 之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコモット株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコモット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

エコモット株式会社 取締役会 御中

三優監査法人札 幌 事 務 所 指 定 社 員 公認会計士 岡 島 信 平 指 彦 社 員 公認会計士 宇 野 公 之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコモット株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月28日

 エコモット株式会社
 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 塚 田 修 治 印

 監査役
 加 藤 一 裕 印

 監査役(社外監査役)
 奥 山 倫 行 印

以上

×	ŧ		

.....

# 株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北四条西五丁目1番地 アスティ45 16階 ACU-A 大研修室1614

